

第4回 函館市市民後見推進検討委員会 会議録

- 開催日時 平成26年12月22日（月） 18:30～
- 開催場所 函館市総合保健センター2階 健康教育室
- 議事
 - (1) 函館市における市民後見の推進に係る検討報告（素案）について
 - (2) 市民後見人養成研修等のスケジュールについて
 - (3) 今後の予定について
 - (4) その他
- 出席者

委 員	岩崎清委員長，平井喜一副委員長，小長井朗委員，長谷山哲平委員，所輝美委員，林崎光弘委員，尾形永造委員，河村吉造委員，鈴木崇宏委員，阿知波健一委員，多田祖三委員，湯淺弥委員，佐藤悠子委員，金成恵美子委員，安司悠子委員（計15名）	
報道関係	函館新聞社	
事務局	成澤 俊也	保健福祉部高齢福祉課長
	鍋島 康文	保健福祉部障がい保健福祉課課長
	天羽 悦子	保健福祉部参事（3級）
	谷 孝嗣	保健福祉部亀田福祉課長
	黒田 育生	保健福祉部高齢福祉課主査（介護予防・認知症担当）
	塚本 哲路	保健福祉部高齢福祉課主査（高齢者・介護総合相談窓口）
	井戸 浩嗣	保健福祉部障がい保健福祉課主査（相談支援担当）
	田邊 淳	保健福祉部障がい保健福祉課主査（精神保健担当）
	岩島 貴寿	保健福祉部障がい保健福祉課主査（精神保健担当）
	加藤 貴子	保健福祉部亀田福祉課主査（相談窓口）
	手塚 加津子	保健福祉部高齢福祉課（介護予防・認知症担当）
	松本 英里	保健福祉部高齢福祉課（介護予防・認知症担当）
	棚上 大輔	保健福祉部高齢福祉課（高齢者・介護総合相談窓口）
	代嶋 亜耶乃	保健福祉部障がい保健福祉課（相談支援担当）
	井川 智子	保健福祉部亀田福祉課（相談窓口）

- 議 事
 - 1 開会（黒田主査）
 - 2 挨拶 岩崎委員長挨拶
 - 3 議事

(1) 函館市における市民後見の推進に係る検討報告（素案）について

(成澤課長) (別資料のとおり説明)

(平井副委員長)

- ・ 2, 3は概ねいいんじゃないかと思いますが、問題は4の検討結果で、今後何やるかという部分になるかと思う。
- ・ まず、4の(1)市民後見人養成研修に向けての検討のエ、市民後見人の活動条件についてのところで、多額の資産を有していないというのは、被後見人が多額の資産を持っていないということか、それとも本人(後見人)か。

(成澤課長)

- ・ 被後見人が多額の資産を有していないということで考えた。また改めて訂正する。

(平井副委員長)

- ・ 多額の資産というのは、どの程度の金額か。ちなみに、後見支援信託の目安は家裁で今は一千万円ということになっている。全国的な流れでは後見支援信託は500万円程度、あとは本人の私有財産で、500+200で700万くらいまで引き下げになっているところもあるので、一概には言えないが、家裁では500ないし1000の間くらいの金額で後見支援信託を使うかどうかと考えているようだ。そのような運用になっているが、この多額の定義は抽象的に書いたということでよいか。

(成澤課長)

- ・ 多額というのはどの程度なのか、この場でも意見として出ていなかったもので、このようにざっくりとしたまとめ方となった。このあたりの金額についても御提言いただければと思う。

(平井副委員長)

- ・ ちなみに私は今の段階では多額という書き方でよいかと思う。
- ・ 報酬のことは、少なくとも説明会の時点までに決めておいて欲しい所だと思う。
- ・ 8ページの社協に対する支援だが、(ウ)の弁護士等専門職による市民後見人支援体制の整備、要は何かあったときに、弁護士会あるいは司法書士会、社会福祉士会に対する相談が想定されるが、無料をお願いしたいという財政状況なのか、予算がつくならそれに越したことはないが、それがつかないでそういうことを想定しているのであれば、できればこの委員会と社協と両方、あるいは、少なくとも社協さんから、これは弁護士会としての要望ですが、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会さんもそういう相談に協力して欲しいという要請文を組織としては出して欲しいということになると思う。
- ・ 後見実施機関運営協議会においては、円滑な運営という意味で、家庭裁判所を正式なメンバー、少なくともオブザーバーとして入れる必要が絶対あるだろうと思う。できれば次の委員会もオブザーバーとしてお声がけした方がいいかと思う。

(成澤課長)

- ・ 弁護士等専門職による支援体制、相談ができるような体制づくりということで、平井副委員長の言うとおりに、まずは、謝礼が支払えるように予算要求をしていきたいと考え

ている。

・今回も家裁の訟廷管理官に案内を差し上げたが、ご都合がつかず、本日欠席である。次回1月開催の委員会にもまた案内をさせていただく。

(小長井委員)

・記載はされていないが、市民後見人の方が受任した際の件数の上限は決めるのかどうかを検討した方がいいのではないか。例えば1件全部終わってから次を受けるというように、それは運営をしてから定めても結構と思うのだが、何件もかかえる形を将来的に望むのか、それとも1人1件でずっとやっていくのか、それによって方向性は違ってくると思うのでその検討は必要かなと考える。

(成澤課長)

・例えば旭川市は市民後見人1人1件という事例もあるので、受任の件数を決めていく必要があると考える。何件がいいとか、制限を設けないほうがいいとか御意見があれば、検討報告に入れていきたいと思うが、いかがか。

(平井副委員長)

・まだ、実際どれくらいの件数の依頼があるか、今の函館の全体の件数から考えても、受け皿の実績から考えても想定されないので、そういう意味で小長井委員の問題提起は重要な問題ではあるが、後見運営協議会が立ち上がってから検討しても現実的には間に合う話ではないかな、と思う。

(尾形委員)

・8ページの日常生活自立支援事業を社協にお願いすることを考えているとのことだが、今回市民後見人養成研修をやるということで関連して自立支援事業を市社協でやっていただくと方向で考えているということか。

・実際もしそうだとしたら、自立支援事業は結構大変な事業であり、市民後見の養成も受けて、自立支援事業もやる、大丈夫かな・と正直思う。例えば、自立支援事業の中では、専門員の方等の養成もしなければならない。そういうことを考えると大変な事業になるのかな、と。

・成年後見利用支援事業については、市民後見の事業の中には、入らないということではいいか。相談を受けたときに利用支援事業を使えるかどうかというのは大きい問題で、そういったときに一定程度の権限を後見実施機関に持たせて頂ければ、当然市との協議の中で進めていくことになるが、そういった必要性はあると思うのでその辺のお考えを聞かせていただきたい。

(成澤課長)

・まず日常生活自立支援事業の方だが、私もこの事業について十分に承知しているわけではないが、イメージ的には、養成をした市民後見人がこの事業の支援員の役割を担いながら、直接支援が必要な人のところに赴いて、例えば認知症の方の通帳管理とか、簡易な支払とかのお手伝いをする、ということを想定しており、業務の大変さはあまり理解していないかもしれないが、そのようにイメージしている。

・利用支援事業については、こちらのほうと特にリンクはされている訳ではないが、今尾形委員がおっしゃったように、市と緊密な連携が必要になってくると思うので、その

あたりは同じ考えを持って相談に応じられるように、市と後見実施機関との間で意思疎通が非常に重要であると考えている。

(平井副委員長)

・今の尾形委員の意見に関連して、市の利用支援事業をこっちのほう（市民後見人）でもやるのか、やらないのかという問題が、報酬の問題とリンクする部分もある。というのはご承知のとおり、成年後見利用支援事業は、市長申立ではない案件でも積極的に使っていきますよ、という方向ではっきりしているのであればかまわないが、必ずしもそうではない運用だとすると、市民後見を想定する事案で初めから利用支援事業を使うという方向で返していかないと円滑にいかないという問題もある。

・報酬はなしでやるというのであれば、あまり利用支援事業を使うか使わないかという議論は気にする必要はないと思うが、報酬の問題は次回の委員会までに一定の結論は出さなくてはならない議論だと思うので、利用支援事業の検討は必要だと思う。

(成澤課長)

・利用支援事業のあり方だが、本市では要綱を改正して、市長申立以外でも助成はできることになっているので、市長申立でなくても活用していただけたらと考えている。

・ただし、生活保護を受給している場合、あるいは、それに準じる世帯という条件はあるが、成年後見センターと意識を統一しておけば相談には応じられるのかな、と思う。

・平井副委員長が言われたように、この検討委員会においては、例えば報酬のあり方については両論併記をしている。最終的なまとめはそうになるのかなと思うが、副委員長がおっしゃるように、2月に研修会が実際に開催される訳なので、それまでには市も方向性を持って参加者に説明できるようにしていければ、と考えている。

(岩崎委員長)

・今のことで確認だが、この検討委員会では、両論併記ということでもいいですね。その他ご意見いかがでしょうか。

(平井副委員長)

・養成講座をやった後、実際の制度の立ち上げでは、家裁との協議が必要だが、想定時期は大体どれくらいの時期を考えているか、というのは質問でも絶対出ると思う。

とりあえず検討中とするのか、概ね平成27年度、あるいは28年度とするのか、そのあたりの考えを聞かせて欲しい。

(成澤課長)

・おそらく28年度以降の受任を目指すという答え方になるかと思う。27年度は成年後見センターをすぐに立ち上げることは難しいので、28年度以降に設置をしたいと事務局では考えている。

・予算の状況次第だが、成年後見センターを立ち上げ、市民後見人を支援する体制を整えても、その段階ですぐに家裁から選任されるわけでもなく、信頼関係を構築する時間も必要と考えるため、言い方としては平成28年度以降になりそうだ。

(岩崎委員長)

- ・それでは、いろいろな意見が委員から出たが、集約できたか。

(成澤課長)

- ・はい、この検討報告に反映させる修正点としては、6ページのエの市民後見人の活動条件についてというところで点3つ目の11行目、ここに被後見人が多額の資産を有していないこと、というようにわかりやすく記載するように考えている。
- ・受任件数を制限するかどうかについては、この委員会ではなく、運営協議会（運協）で議論しても間に合うのではないかと、ということである。
- ・日常生活自立支援事業については、業務が大変だと思うので支援員になる方を養成していくべきだと御意見があり、この意見はこの素案に反映させなくてもいいと感じたが、よろしいか。
- ・利用支援事業だが、報酬のありなしに関わってくる問題で、こちらについても市と成年後見センターとの緊密に連携しながらやっていければ、と考える。
- ・研修後、実際に受任するのはいつ頃になるのかという見通しだが、今年度2月に研修終了後、平成28年度以降の受任を目指すということになる。その間、市の方も予算を要求し、平成27年度に改めてフォローアップ研修等の機会がもてるように現状では考えている。

(阿知波委員)

- ・現在、道社協で行っている日常生活自立支援事業の件について、市と諸条件についてなど協議、相談している中だが、先程のスケジュールでもあったとおり、28年にセンタースタートという時に、道社協で行っている日常生活自立支援事業を同時に抱き合せて行えればベストだが、業務自体を同時に出来るかどうかもある程度検討というか、研究が必要であるというのが社協の率直な状況である。方向としてはこの書き方がもちろんベストだが、必ずしも一致して同時期に出来るかどうかはお約束できる状況ではないということだけ報告させていただく。時期がどうなるかについては、この方向でいくと検討の余地が出てくるのかなと思う。

(尾形委員)

- ・やるのだったら道社協の事業ともっと連携した方がいいと思う。日常生活自立支援事業と成年後見制度は車の両輪なんですよ、法的には。背負って立つ根拠は「民法」と「社会福祉法」と違うが、出来れば連携してやっていただきたいなと思う。例えば福祉関係の団体など色々な団体を巻き込んで研修会をやるなどすれば、支援員さんの要請なども出来るような気がしますね。

(岩崎委員長)

- ・貴重なご意見ありがとうございました。その他ございますか？

(林崎委員)

- ・例えば講習を受けて、後見人になったとして、他の市町村の後見人も一緒にできるのか？例えば、我々は森町とか他都市の後見を頼まれた時に、今は自由に来ている。我々のグループホームには認知症の人がたくさんいて、この後見人がやることは本当に一部といったら変なんですけど、病院に入るときの署名も出来ない、手術の時の同意も出来ないし。挙げたらきりがなくて、財産管理、小遣いの出し入れのとこだけで終わるのか。

これから研修があるので、ここまでだよという線引きが出るだろうと期待はしてまずけど。

(成澤課長)

・6ページで「エ 市民後見人の活動条件について」、一つ目の点の「被後見人が市内および近郊在住者であること」、これについては函館市民の方が、函館市民のために市民後見人になるということを原則として考えており、市民後見人が他都市の方の後見人になるということは想定していないところである。

・また、市民後見人に期待される役割ということで、入院するときの保証人や医療同意ということだが、あくまで市民後見人であっても成年後見人であり、業務の範疇というか、責任の在り方については、通常の成年後見人の範疇でということになるのではないかと考えている。

(林崎委員)

・後見人についてもらったけども、輸血をしたいといってもだめですからね。じゃあ誰にやってもらうかってこと。

・それから家族が東京にいるという方、その家族が選んで連れてきている成年後見人がついてる場合もある。これができることによって、今現在後見人になってる方が辞めてもらわなければならないということも出てくるかもしれない。

(尾形委員)

・弁護士の先生が詳しいかと思うが、例えば、病院の手術や輸血とかは、一身専属といって他の人が同意することはできない中身なんですよね。だから法律的な解釈が必要かと思う。

・専門職の例えば社会福祉士会でもこれはいけません、同意しないでくださいと意思統一されているところであり、確かにドクターから手術同意書を書いてくださいと言われることがあるが、事情をお話しして次善の策をお願いしている。多分、市民後見人の方もそのようになるのではないかと思う。

・それから他都市の方の後見人については、後見人は裁判所が決めるんですよ。自分では決められない。簡単に変えられないんですよ。裁判所が最終的には決めるのではないかと思う。

(平井副委員長)

・今林崎さんや尾形さんがおっしゃられたことは非常に大事なことで、上手くやっていくためには、おそらくガイドラインみたいなものは作らなければいけないのだろうと思う。ただ、そのガイドラインはこれから設立される後見実施機関運営協議会で作り上げていかなければいけないし、そちらの方で議論しなければいけないものだと思う。

・また、こちらに抽象的に書いている「市内および近郊在住者であること」についても、申請にあたってのガイドラインみたいなものを作るのであれば、そちらのほうではっきり明記化していかなければならないものだと思う。

(成澤課長)

・各委員、そして副委員長、貴重なご意見大変ありがとうございました。今、平井副委員長の方からお話があったように、ガイドラインなどそういったものが必要であると考

えており、市民後見人が活動していくためのマニュアル的なものを整備していく必要があると考えている。副委員長がおっしゃったように、できれば運営協議会ができるまでにたたき台みたいなものを作って置いて、運営協議会で協議をして作成していければと思う。

(安司委員)

・家族の立場でこの文章を見せていただいたが、後見人の役割はお金の出し入れという形のものしか見えない。精神の場合はそれぞれ個々に色々な問題を持っていて、全く同じ病名でも症状が違うので、病院のソーシャルワーカーさんが1か月に1～2回関わってくれているケースが多い。これからもそういうかたちで動いていく気がしますが、後見人になった方と、当事者の性格を理解する場合に理解度と申しますか、ソーシャルワーカーと連携しながらその人をきちんと把握していくという姿勢も後見人さんに望みたい。そこら辺も頭の隅に入れておいていただければなあと思う。

・私も実際に色々な組織に関わっていて、報酬があれば動くんだけど、ボランティアならね・・・という方が本当に多い。だから後見人には、交通費くらいは支給したとしてもボランティアでもやりますよという、そういう気持ちのある方が後見人になればいいなあというのが日頃の感想である。

(湯浅委員)

・今の安司委員の意見はとても貴重なご意見だったと思う。成年後見の場合は、ご存じのとおり財産管理ともうひとつは身上監護という重要な役割がある。3ページの5行目にあるように、特に市民後見人は、専門職でもない市民目線での身上監護を提供するところがあるので、養成の段階ではこういう身上監護の重要性をきちんと養成が図れるようにやっていただければと思う。

(成澤課長)

・私どもも、きめ細やかな身上監護というものが市民後見人に期待されるのだろうと考えており、5ページ目の検討結果の一番最初の「ア 市民後見人の役割について」で、きめ細やかな支援、家族的な支援ということを書かせていただいた。その後の市民後見人像については、本人の人格的なことを書いてあるが、その身上監護の部分は非常に大事な点であると考えている。

・安司委員の方からは、不安と期待について伺った。2月に行う研修会の中で、そのあたりは自覚、認識をしてもらうような内容にしていきたい。

・報酬の件について、例えば、市民後見人も報酬を付与されてもいいということになれば、ご本人が家庭裁判所に申立てをすることによって報酬を得ることができるので、自分が報酬はいらない、ボランティアでやるという場合については、申立てをしないということも可能かと思う。

(2) 市民後見人養成等のスケジュールについて

(成澤課長) (資料P. 3のとおり説明)

(平井副委員長)

・事前説明会で話していただきたいこととして、視察に行った時の小樽の方の感想・意見から、研修が終わってもなかなか選ばれない、選任するのはどうかという人もいると

いう実状を踏まえた上で、事前説明会の段階で、研修を修了しても必ずしも選任されるとは限らない、機械的に名簿を送って順番に回転するとも必ずしも限らないということをしかりと強調しておく必要があると思う。

・先程の話だと28年度以降になるという見込みということ踏まえ、研修を修了した方であっても、もしかしたら実際に選任される前に追加の研修をお願いすることがあるかもしれない、または追加の研修を受講してもらわないと選任されない可能性があるということは申し上げておいたほうがいいと思う。

・研修は受講したけれども依頼が来た際にお断りするの逆は自由だと、辞退する自由はあるということの3つは事前説明会でしかり説明していただきたい。

(成澤課長)

・今ご意見がありました3点について、事前の研修会で説明したい。

(平井副委員長)

・研修の中身についてですが、これはコンソーシアムの方に調整を依頼しなければいけないので、どうなるかはわからないのは承知の上で申し上げますが、カリキュラム案の中で、7番8番に任意後見制度のところは全部カットするか、少なくとも一コマだけに削って他に回すべきだと。

・理屈としては、素案の中で法定後見に限るということにしたわけだから、法定後見に限る以上、任意後見について2コマもかけるのは全く意味がないと。扱わない事案なんだから外してくれというのはわりと説得しやすい言い分だと思う。実情として、函館家裁管内でも任意後見はほとんどない、数件程度だと思う。

・その代わりに何をやるかという、法律の説明で「代理、相続、遺言」とあるが、これを1時間半で説明しきるのはなかなか厳しいかなあという部分もあるし、契約という概念の説明もしたほうがよいのではないかと。

・他方で、先程安司さんが申し上げたような身上監護の部分にももう少し時間を割いてもいいのかなと。「対人援助技術」というところも1コマだけだし、あるいは「認知症や障がい者の理解と特性」はそれぞれ個別に取り上げてもいいところを90分1コマでまとめてしまっているのも、なかなか話し足りないのではないかという気もするので、そっちを充実させてもいいんだらうと思う。

(成澤課長)

・コンソーシアムとも相談していきたい。東大のほうでも色々な考え方を持っているかと思うので、こちらの希望を聞いていただけるかどうか、コンソーシアムに調整を依頼したいと思う。

・また、委員の方々に講義の講師をやっていただくこともあろうかと思うので、是非ご協力をよろしく願います。

(林崎委員)

・講義のカリキュラムですけど、認知症が90分で障がい者と両方やるんですね。全然間に合わないと思う。もう少し認知症と障がい者の理解の枠を分けて、別々にやったほうがいいという気がする。

(成澤課長)

・今のご意見も、そして先程の平井先生の方からも何点かお話があったので、内容をもう一度整理したいと思う。

(林崎委員)

・あと、ちまたではたくさん問題があるわけで、素人ではなくてプロがお年寄りの何千万もお金をどうこうしたとか。研修を受けても適性が合わない方には辞めていただくこともあるという項目もどこかに入れて欲しい。そういう問題が少し起きていますから。実際に起きてからでは、大変なことだから。それとクレームがでたら辞めていただくことがあってもいいのかな、と。

(平井副委員長)

・今林崎委員がおっしゃった不祥事対策や倫理観という部分は、おそらくこのカリキュラムだと東大の人が講義するときに出ると思うが、そこは間違いなく家裁は強調するので、そういう問題行動を起こしたら辞めるとか、捕まるとか言う話をするので、家裁に期待していいと思う。

・それからさっき申し上げた、任意後見なくして他のものに盛り込んだら、という話で、法律論の話でもいいと思うが、より優先順位として高いのは、林崎さんがおっしゃったように認知症の話と障がい者の特性についてのコマを増やすほうが、どちらかというとき高いと思う。

(尾形委員)

・申立演習ですが、講師になる方は実際に実務を担当されている方と考えてよろしいか。でない、一般論になってしまう。様式がそれぞれ家裁によって違うので、ある程度、函館家裁の申立業務に関わっている人、または関わらなくても実務をよく理解している方にやっていただいた方が受講者に習得していただけるのでは、と思う。

・この金原さんという人はどのような方か、東と書いておるのは東大の方？

(成澤課長)

・今尾形委員から御意見あったこと、最もだと思う。今、東大の東さんと金原さんの話がありましたが、それ以外に各時間のところで名前が入ってないところがあるが、これについては地元での講師の依頼がきているところであり、6日金曜日の13番、申立演習についても、地元で弁護士、司法書士、社会福祉士での研修をお願いできないかと東大から依頼がきており、実はアンケート形式で委員の専門職の皆様にもお願いしたところだが、この申立演習のところについても担当できます、と言うお返事をいただいているので、実際に成年後見を担当した方からお話を聞けるのではないかと思います。

(3)「今後の予定について」

(成澤課長) (資料P.4のとおり説明)

(小長井委員)

・事前説明会を1/20に予定されており、検討委員会が1/27に開催されているが、これで何か問題はないのか。検討委員会を開いた後に事前説明会をやったほうがいいのではないかと個人的には思うが、日程の都合あるのも何ともいえないのかな、とも

思っている。

(成澤課長)

・最終的に検討委員会を締めてから、全てのスケジュールをこなしていけばいいのだが、日程の関係からそうならなかったというのが現状である。今日委員の皆さんから御意見をいただいて、この日程でも、支障なく進めていける感触を得たので、このスケジュールで進めさせていただく。

(平井副委員)

・検討委員会を1/27で締めにするのか、という問題。2月に研修があるので、研修の結果がどうだったのか、次年度4月早々に委員会があれば、それはそれでかまわないのだけれど、今年と同様な状態で、予算がいつつくかわからないということでこの時期になるのであれば、おそらく、研修の結果がどうだったのかという話はどこかにいつてしまうのではないかと。逆に委員会開催くらいの予算が今年度あるのであれば、3月に1回やったほうがいいのではないかと。研修にどういう人が参加して、どういう結果だったか、その検証は必要かと思う。

(成澤課長)

・申し訳ないが、予算等の関係もあり、次回の1/27を最終の締めの会議にしたいと考えている。平井副委員長がおっしゃるように、養成研修の結果をお知りになりたいという思いはわかるが、この検討委員会は検討するところまで、というように事務局は考えており、この研修会の前に締めくくっていただいていた方がいいのでは、と考えていた。研修会の結果、統計的に何名参加した等は文書でお知らせすることは可能かと思う。ご了承いただきたい。

(岩崎委員長)

・是非そのまとめたものを委員の皆さんに配布していただければと思う。

(4)「その他」

(黒田主査)

・カリキュラムの話であったように、事前に弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の各委員さん宛に、講師の依頼ができるかどうかのアンケートをとらせていただいております。大変協力的なお返事をいただいている。この場を借りて御礼申し上げます。なお、事前の講師派遣の依頼については、改めて東大の事務局の方から講師依頼等あるかと思うので、よろしくお願ひしたい。

・また、2/20に予定している研修の地域実習の対象者を知るところで、例えば施設の見学や訪問、また後見活動の同行訪問などもメニューに考えており、後見活動を実際になさっている委員の方、施設に所属している委員の方、こういった方にお声かけをして協力依頼をすることもあるかと思うので、そのときはよろしくお願ひしたい。

4 閉会